

文部科学大臣
萩生田 光一 様

日本高等学校教職員組合
中央執行委員長 吉川 正智

要 望 書

平素から、日高教の運動に対し、特段のご理解を賜り深く感謝申し上げます。

3月31日、小学校の学級編制標準が35人へと引き下げられる改正義務標準法が成立し、附則に「35人学級」の教育効果と外部人材の活用による効果を確認する実証研究や、教員免許制度の在り方に関する検討を行い、必要な法改正を行うことが検討規定として明記されました。今後は十分な議論を重ねるなかで、中学校にも35人学級が拡充され、高校段階でも少人数学級への移行が図られなければなりません。また、教育専門職としての魅力を高め、優秀な人材を確保していくためには、教員免許制度の抜本的な見直しや、教師でなければできないことに専念できる環境の整備などが必要です。

貴台におかれましては、2021年度における文教行政の充実及び学校現場における業務の適正化の推進など、教育がわが国の最重要施策であることを一層強く認識され、教育予算及び有効な制度の拡充に向けた取り組みの強化を図られるようお願いいたします。

日高教は、下記事項の早期実現とともに、コロナ禍における学びの保障と東日本大震災をはじめとする様々な災害などの被災地における学校教育の復興、振興と充実のため、十分な人的・財政的措置を講じられることを要望いたします。

記

1. 令和4(2022)年度文部科学省の概算要求事項に向けて、特に次の事項を反映されたい。
 - (1) 個別最適な学びを進めるために必要な少人数学級については、中学校段階においても1学級あたりの標準生徒数を早期に35人とされたい。また、高校段階においては、少人数学級の実現のための実証研究を推進されたい。
 - (2) 個別最適な学びを進めるために必要な1人1台端末の整備については、様々な校種がある高校段階の実情に応じた措置を図られたい。また、GIGAスクール構想において、ソフトウェアや保守・機器更新に係る費用、通信費についても予算化するとともに、通信環境の整備については、地域格差が生じないよう総務省と十分に連携されたい。
 - ③ GIGAスクールにおける学びの充実(継続事業)については、1人1台端末の普及を最大限に活かすためには、教員のICT活用指導力の向上と学習者である児童生徒の効果的なICTの使用が必要不可欠であることから、個別最適な学びに関する指導事例の研究・開発・収集に関する予算を確保し、周知する体制を整えられたい。
2. 学校における働き方改革に関しては、次の事項を踏まえて検討及び対応をされたい。
 - (1) 教員免許更新制度について、現職教員に負担が及んでいる点、有効期限切れによる講師等の人材不足が散見されている点などを十分に検証し、早期に廃止されたい。
 - (2) 教職員のワーク・ライフ・バランスを図るとともに、魅力ある勤務環境を確保するため、時間外勤務抑制に向けた実効ある措置を講じられたい。
 - (3) 令和4年度に予定されている勤務実態調査については、高校等を必ず含めて実施されたい。また、調査項目の内容については、われわれ日高教の意見を十分踏まえたものとされたい。

3. 高校等の教育の質向上に関わって、次の事項を実行されたい。
 - (1) 新学習指導要領の実施及び新時代に対応した高校等の教育の質向上、地域連携による人材育成等に資するために、各学校の運営経費(人件費・物件費)に充足することが可能な高等学校質的向上推進事業費(仮称)を地方財政措置によらず文科省の単独事業として措置されたい。具体的には、公立学校全校を対象として、又は学力向上、学校魅力化、地域連携等の施策計画を配賦標準とした対象校を認定し、事業費を措置できるよう制度化されたい。
 - (2) 教室不足の常態化を解消するため、特別支援学校の設置基準を早急に制定されたい。
 - (3) 校舎等の老朽化・狭隘化への対応やバリアフリー化推進の予算措置をされたい。
 - (4) 高校等における教職員定数管理等について、高校等教育の一層の質向上に資する目的や各種政策との関連を踏まえて、参事官(高校担当)に一元化を図られたい。

4. 教職員の給与・諸手当に関しては、高い専門性に相応しい給与体系の確保とともに、人材確保に繋がる観点での教員給与の在り方について、総務省、全国人事委員会連合会、全国都道府県教育委員会連合会などと連携して『教員給与の在り方検討会議(仮称)』を設置するなどして検討をされたい。特に学校現場の実態に即したものとなるよう次の項目の対応を図られたい。
 - (1) 教職調整額については、教員の職務の専門性と勤務の特殊性に鑑み、一律支給を堅持するとともに、支給率を8%に改善されたい。
 - (2) 教職調整額制度を維持しつつ、超勤4項目に対して時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給可能となるよう法整備を図られたい。
 - (3) 人材確保法の趣旨を尊重し、義務教育等教員特別手当の水準を3%に復元されたい。
 - (4) 平日の勤務時間外に実施する部活動指導に対する手当及び学級担任手当を義務教育国庫負担金の算定及び地方財政措置の対象とされたい。
 - (5) 医療的ケアについて、看護師等医療従事者による対応を原則とされたい。教職員が認定特定行為業務従事者として、医療的ケアを実施する場合には、その業務の特殊性等を踏まえた特殊勤務手当が支給可能となるようにされたい。

5. 教職員定数(抜本的改革)の在り方に関しては、教育の質向上に資する観点及び学校現場の勤務実態を踏まえて、増員及び様々な職種が措置されるものとなるよう高校標準法を改正されたい。
 - (1) 高校標準法の算定については、学習指導要領に基づく『教職員標準業務項目・標準時間(仮称)』を定めて、各教職員及び各学校における必要年間業務項目・時間(仮称)を計画し、実績も含めて公表する制度を導入されたい。あわせて、『教職員標準業務項目・標準時間(仮称)』に基づく換算人員を標準定員とされたい。
 - (2) 通常業務や近年増加している教育相談的役割に加え、新型コロナウイルス感染防止に奔走している養護教諭の配置に関しては、801人以上から複数配置という基準が緩和されるよう、高校標準法を改正されたい。
 - (3) 部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、ICT支援員や地域連携支援員(仮称)など、教育的ニーズや学校現場の実態に見合った職種を位置付けられたい。なお、これらの職種に係る待遇を確保し、確実な配置を進められたい。
 - (4) 高校における特別支援教育を充実させる観点から、特別な支援が必要な生徒の指導と、教員の指導・育成にあたる特別支援学校籍の教員を定数化されたい。
 - (5) 特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童生徒が増加している状況に対応するため、学校看護師を必置、定数化されたい。あわせて、看護師に係る待遇を確保し、確実な配置を進められたい。
 - (6) 学校マネジメントの確立による教育の充実に資するため、副校長・教頭及び主幹教諭の複数配置をされたい。その場合、教職員10人~15人に一人の配置とされたい。